

平成22年加美町議会第4回定例会会議録第1号

平成22年12月7日（火曜日）

出席議員（20名）

1番	下山孝雄君	2番	尾形明君
3番	三浦英典君	4番	三浦又英君
5番	澁谷征夫君	6番	木村哲夫君
7番	近藤義次君	8番	吉岡博道君
9番	工藤清悦君	10番	一條寛君
11番	佐藤善一君	12番	米木正二君
13番	沼田雄哉君	14番	猪股信俊君
15番	新田博志君	16番	伊藤淳君
17番	高橋源吉君	18番	伊藤由子君
19番	伊藤信行君	20番	一條光君

欠席議員 なし

欠 員 なし

説明のため出席した者

町 長	佐藤澄男君
副 町 長	森田善孝君
総 務 課 長	早坂宏也君
会計管理者兼課長	柳川文俊君
政策推進室長	今野幸伸君
危機管理室長	早坂俊一君
庁舎建設準備室長	猪股清信君
企画財政課長	吉田恵君
町民課長	畠山和幸君
税務課長	竹中直昭君

農 林 課 長	猪 股 雄 一 君
農業振興対策室長	早 坂 安 美 君
森林整備対策室長	高 橋 洋 君
商 工 観 光 課 長	佐 藤 勇 悦 君
建 設 課 長	早 坂 忠 幸 君
保 健 福 祉 課 長	早 坂 仁 君
子育て支援室長	早 坂 律 子 君
上 下 水 道 課 長	高 橋 行 雄 君
小 野 田 支 所 長	早 川 栄 光 君
宮 崎 支 所 長	猪 股 忠 一 君
総 務 課 長 補 佐	佐 藤 敬 君
教 育 長	土 田 徹 郎 君
教 育 総 務 課 長	佐 竹 久 一 君
社 会 教 育 課 長	鈴 木 啓 三 君
体 育 振 興 課 長	大 類 恭 一 君
農 業 委 員 会 会 長	兎 原 伸 一 君
農業委員会事務局長	鈴 木 裕 君
代 表 監 査 委 員	小 山 元 子 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	高 橋 啓 君
次 長	熊 谷 和 寿 君
主 査	橋 本 幸 文 君
主 査	佐 藤 礼 実 君

議事日程 第2号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 一般質問
- 第 4 請願第 1 号 TPP交渉参加阻止に関する請願書

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 4 まで

午前10時00分 開会・開議

○議長（一條 光君） 皆さん、おはようございます。

本日は大変御苦労さまです。

会議を始める前に、町長より発言の申し出があります。町長。

○町長（佐藤澄男君） 皆さん、おはようございます。

本日から12月定例議会よろしくお願いを申し上げます。

第4回定例会のお忙しいところでございますが、ただいま議長の許可をいただきましたので12月4日の暴風による被害状況について御報告を申し上げます。

12月3日夜から4日にかけてまして、東北地方を中心に広い範囲で低気圧の通過に伴い大変な強風となりました。本町でも町内全域にわたる被害となり、昨日までに取りまとめました被害の状況は、屋根などの家屋の被害が9件、ほかにビニールハウス損壊や倒木などの被害が多数発生しております。町有施設等の被害につきましては、やくらいファームのハウス等の損壊ややくらい施設群のガラスの破損、宮崎中学校のガラス破損などで、被害額は300万円程度と見込まれます。

現在も調査を進めており、被害額についても現在調査中でございますが、直ちに対処すべき事項につきましては予備費から対応してまいりたいと思っております。また、町有施設の被害につきましては保険の手続も進めてまいります。被害の全容が把握できましたならば、改めて御報告を申し上げたいと存じます。

以上、開会に先立ちまして御報告をさせていただく次第であります。よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） ただいまの出席議員は19名であります。17番高橋源吉君より遅参届が出ております。

定足数に達しておりますので、これより平成22年加美町議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議長の諸般の報告につきましては、プリントにて配付いたしておりますのでごらんいただきたいと思ひます。

町長の行政報告につきましては、お手元に配付のとおり文書で報告がありましたのでごらんいただきたいと思ひます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（一條 光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、18番伊藤由子さん、19番伊藤信行君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（一條 光君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期については、議会運営委員会から答申がありましたとおり、本日から12月13日までの7日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、本定例会の会期は12月13日までの7日間と決しました。

日程第3 一般質問

○議長（一條 光君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問の順序は、通告のあった順序で行います。

それでは、通告1番、7番近藤義次君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。

〔7番 近藤義次君 登壇〕

○7番（近藤義次君） 通告に従って質問をいたします。

1番目、財政問題。2番目、広報活動について。3番目、学校教育について町長並びに教育長に御質問をいたします。

財政問題につきましては、庁舎建設委員会の中での説明会、いろいろ加美町の財政は大丈夫かというような書類が配付され、大分加美町の財政は好転をしているというふうに私は理解をしているわけであります。町長が就任した当時、一番財政の大変だったときだなというような感じがするわけであります。しかし、いろいろな民主党の政権になって、政策の中身の変換があり、大変な町政の運営だったろうと思います。

しかし、その中でやはり3,000万以上の仕事なり5,000万以上の仕事が年々やられてきたというすごい成果だと思いますね。学校の建築なり改築なり、あるいは道路の整備なり、いろいろうちの問題にしてもしっかりと充実がなされてきているわけであります。そして、職員の減にいたしましても、順調に職員が減っていると。最終的に25年には275人にするというような予定どおりの財政運営が町長の計画どおりなされているというような感じがするわけでありま

す。そのほかに、地方債の残高にしても大分減っていると。実質公債費比率にしても、今年度多分16.3ぐらいになるだろうと思うし、経常収支比率も21年度88.8ですが、これもまた好転していくだろうなというような見通しを私は見ているわけであります。

そういう中で、町長は今後、そろそろ新年度の予算案をつくらなければならない時期に入っていると思うし、あわせてこの前の星町長が12月14日の定例会で引退を宣言しているわけであります。やはり、そろそろ町長この次出るんだか出ないんだか、しっかりした心してやってもらわないと加美町発展にもつながらないと思いますので、出るんだか出ないんだか、そして今後どういう方針でやるんだか、その辺をはっきりしてもらいたいと思います。

次に、広報活動についてであります。このごろ庁舎建設のプリント、大変見やすい形になってきているわけであります。やはり、町民が見なければ、町の財政なりいろいろ職員の数なりなどと理解をしないわけであります。ただ借金してなんでつくるのや、借金してなして今のところでいいんでないか、ただそれだけに過ぎないわけであります。そういうことにおいても、財政の問題ももっときっちりした形でわかりやすい、1ページでいいですから、そしてやはり必要であれば新聞の折り込みにして、日曜日とか土曜日では新聞の折り込みいっぱいですから、新聞の折り込みのないとき、やはり見てもらうと。そして理解してもらうことによって、やはり町民の理解度も深めていくし、選挙のときに格好いいことを言う候補者が出ても、何らおくびることもないと思うわけであります。

そういう点について、広報紙の増額、そしてまたあわせて、今度東日本放送の関係で30秒の加美町の放送が1位になったというような、大変加美町には広報活動に優秀な職員がおりますから、議会にもいっぱい新聞づくりは優秀な人間がおりますから、大いに利用していただいて、広報活動に充実した予算をつけていただきたいと。その辺、お願い申し上げるわけであります。

次に、教育長にお尋ねしますが、教育長も就任してからいろいろ加美町教育事情というのをみ込んだろうし、客観的に今まで40年間も教育界にいて加美町教育現況を見てきたと思います。そうすると、やはり就任してみて今後どうあるべきか。加美町の学校教育がどうあるべきかということについて大変いろいろ考えをお持ちだと思いますので、その辺についてお尋ねをいたしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（一條 光君） 町長。

〔町長 佐藤澄男君 登壇〕

○町長（佐藤澄男君） 近藤議員から大きく三つ御質問をいただきました。

3番目の学校教育については教育長からお答えがあるわけでございますので、最初の2点に

についてお答えを申し上げたいと存じます。

財政問題について、御指摘をいただきましたとおり、私が就任した当時が一番起債残高も多い時期だったというふうに思います。その後、国においても公的資金の償還金免除繰上償還が認められるなど、条件的なこともございましたけれども、この5年間で振り返りますと一般会計と特別会計合わせて44億、19年からでも一般会計で27億、特別会計で6億、合わせて33億円のいわゆる起債残高、借金を返済をすることができました。また、土地開発公社からの土地の買い戻しにつきましては、期限前の一括返済に取り組み、平成22年度ですべて完了することとなっております。

このように、投資的事業を抑制し、地方債発行を抑えてこれらの取り組みを続けたということで、実質公債費比率については平成21年度決算で18.2%となりました。このことについて村田町に次いで宮城県内で2番目に悪い数字だということを喧伝されている向きがあるようでございますが、これは平成18年に21%まであったものを、皆さんの御協力もいただきながらここまで数字を下げてくることができたということでございますし、22年度の決算におきましては18%を大きく下回る17%台になるのではなかろうかというふうに予測をしております。

したがって、これは県の許可団体から脱することは十分可能なことでございますし、根拠のない、そういう喧伝についてはきちんと説明ができるものであるというふうに思っております。

なお、平成24年度までの見通しが出ておりますけれども、24年度決算におきましては庁舎を建設するというふうに見込んでも、24年度決算においては13%台になるというふうに見込んでおるところでございます。

このように、庁舎建設に絡みまして財政的に大丈夫かというようなことでの心配をされている向きがあるでございますが、そのことも踏まえまして合併特例債の活用を図りながら、この年度まで庁舎を完成させるということが一番町民の皆さんに負担をかけない方法であるというふうに思っておりますので、これを御理解をいただきたいというふうに思っておるところでございます。なお、経常収支比率につきましても、先ほどお話がありましたとおりの方向で進んでいくというふうに考えております。

今後とも健全な財政運営を大前提として、財政指標の健全化を目指すとともに町民福祉の増進や活力ある暮らしの実現のために、最少の経費で最大の効果を上げられるように努めてまいり所存でございます。

なお、行政改革にも触れられましたし、新年度予算にかかわりまして私の去就につきまして

も御質問をいただきました。常々私が自分の身を処する場合に座右の銘として考えておること、心がけておることをまず御紹介を申し上げたいと思います。

それは、六然、これは明の時代の宰相であった崔銑という人が残した言葉です。これは、宰相、いわゆる総理大臣を任された人であったんですが、いろいろな讒言があつて投獄をされました。その牢の中で自分の処すべき道、考え方というものを六つ上げて、それを自分の心得としたというものであります。

御紹介を申し上げますと、自処超然、処人藹然、有事斬然、無事澄然、得意澹然、失意泰然というものであります。詳しく申し上げますと、自処超然、自分のことは物事にこだわらず悠々としておるべきであると。そして、処人藹然、人に対しては藹然、要するに思いやりを持って接することが大事であると。有事斬然、物事が起きた場合には敢然としてこれに迅速に立ち向かう。無事澄然、事のないときは澄んだ青空のように自然体でおると。得意澹然、得意なときは淡々としておる。失意泰然、何か自分がくじけたときには悠然と泰然自若として構えておると。これが宰相の心構えであるということを、この崔銑という人が残しておるんです。私は、毎日この六然を唱えながら町民の幸せのために頑張っていくということの心がけをさせていただいております。

今、新年度予算に向けてそろそろ自分の身の処し方を考えなければならないだろうと、御心配をいただいておりますこと、大変ありがたく思っております。私は、今の健全な財政に向かっておる、そしてまた行政改革も進めておる中で、この流れを断ち切ることはできないというふうに思っております。

したがいまして、来年のことをお話しすると鬼が笑うということになりますから、私自身としてはただいま御紹介を申し上げました六然、六つの自然体を旨として今後ともしっかりと職務に精励をしまいたい。折がまいりましたら御相談、御協力をお願い申し上げたいというふうに思っている次第でございますので、御理解をいただきたいと思います。

また、これに関しまして広報活動をもっとやらなければならないのではないかとということでございます。まさしく今の時代、この宣伝といいますか自分の思うことを伝えるということの大事なこと、申し上げるまでもございません。もっとわかりやすく財政問題についても町民に知らせるべきであるということ、そのとおりでございます。町の広報紙におきましても、この4月、5月、6月と庁舎問題に絡みまして財政についても十分過ぎるくらい宣伝をしたつもりではあるんですが、なかなかそれが理解をしていただかないといひますか、まず読んでもらえる紙面づくりが大事であるということも痛感をしてまいりました。先般、直接請求にかかわる

問題につきましてのチラシをつくりまして配布をさせていただきました。これは大変見やすくてわかりやすかったという評価をいただいております。

したがいまして、これからのこの広報のあり方につきましても予算の面でもしっかりと考えてやるべきだという御意見をいただきましたから、新年度に向けて充実した広報をつくるために取り組みをさせていただきたいというふうに思っております。

なお、御紹介がありましたとおり、東日本放送KHBのふるさとCM大賞というものに応募をいたしました。30秒のコマーシャルでございますが、幸いにといいますか29の応募があったと聞いておりますけれども、その中での一等賞、大賞をいただいたということで、これが毎日東日本放送で放映をされるということでございますから、加美町を知っていただける大きな宝物をいただいたというふうに思っております。これを契機といたしまして、町の宣伝にもしっかりと力を入れていく。そしてそういった面での予算の配慮も必要かなというふうに思っている次第でございますので、どうぞよろしく御理解をいただきたいと思います。私からの答弁とさせていただきます。

○議長（一條 光君） 教育長。

〔教育長 土田徹郎君 登壇〕

○教育長（土田徹郎君） 加美町の学校教育の指針についてということでございますが、学校教育の目標並びに施策について述べさせていただきます。

まず、目標としましては確かな学力、豊かな心、そして健康な体、この三つの調和のとれた幼児、児童、生徒の育成を目指し、一生涯学び続け、21世紀あるいは22世紀までたくましく生き抜く力の基礎を養うことと考えております。この確かな学力、豊かな心、健康な体、合わせて生きる力ということですが、これについては学校教育始まって以来の知・徳・体、これがずっと進化してきたものでございます。

そしてその施策としては幼児教育においては家庭の教育力を高めるための各種講座の開設、子育てに関する相談窓口の開設、相談体制の整備、幼稚園教諭の指導力向上のための研修の充実、幼保一体教育のための施策の推進等が上げられます。

次に、学校教育としましては家庭・地域に信頼され目標を明確にした開かれた学校づくりと創意と活力に満ちた特色のある学校づくりの推進。みずから学びみずから考え、そして確かな学力を育てる指導の充実と評価、その評価から次の指導と改善していく。また自主的、実践的な態度を養う特別活動、学校行事の充実、教科・道徳・特別活動との関連を図った総合的な学習の充実、一人一人の自己実現を目指した進路指導の充実、さらに実体験を通しての環境教育、

福祉教育、国際理解教育等の進化などが上げられます。

そのためには、まず一人一人の教職員、組織としての学校の力、これをつけるための指導力の向上を目指した研修の充実など一つ一つをしっかりと積み重ね目標に向けて教育活動を推進してまいりたいと思っております。

以上、述べたことについては学校だけでできるものではありません。保護者、各家庭、地域の力が必要であり、そのためにも学校はさらに開かれたものになっていかなければならないと考えております。

また、将来に向けてのよりよい教育環境の整備についてでございますが、9月の議会にも述べさせていただきました。議員御案内のとおり、少子化が進む中教育委員会ではゼロ歳児から中学生までの児童・生徒数、これに伴う小中学校の児童・生徒数の推移、また校舎を初めとする施設設備の現況を既に町の広報でお知らせしているところです。

現在は、教育委員全員による学校訪問を視察を実施しております。各学校の置かれている状況、また教育推進による成果、今後の課題等を調査しているところです。今後、これらをもとに住民懇談会等を行い、意見・要望・提言等をくみ取りながら今後の進め方を検討していきたいと考えております。

加美町における望ましい学校の適正規模。また長期的な展望に立った望ましい学校の実現、さらに具体的な学校再編の枠組みについて等加美町の学校教育における将来構想の策定準備に向けていきたいと考えております。議員各位の御理解とより一層の御協力をお願いいたします。終わります。

○議長（一條 光君） 近藤義次君。

○7番（近藤義次君） 町長、合併特例債の問題でちょっとお話をするんですが、26年になると合併特例債、交付税が減るんだと。合併特例債の関係で交付税が減ってくるから、役場あたり大変だと言っている方々がおるんですけども、大体平成26年度から交付税なりですけども、1回に減るわけではないわけですよ。9割とか7割とか5割とか3割で1割と段階的に減り、最終的に平成30年度に当たり前な交付税になるという形になるわけなんでしょう。そうすると、26年まで職員の方が予定では275人が目標なんでしょう。町長が就任したとき、18年で378人いたわけだ。そうすると、100人減らすということは人件費5億円減らすということになると思うんだな。その辺のやはり町民に知らせることがえらく大事でないかと思うんですよ。そいつ、今になくなるからなにするんだというようなことを言っているわけのわからないのがあるから、もっとやはり広報宣伝に力を入れて、やはり理解を求めることも必要だと思うわけ

であります。

そのほかに、特例債も10億借金したと、全部払うわけでないわけですから、過疎債なりなん
なりの問題も、もっとやはり具体的にわかりやすい形に広報活動すべきだと思いますけれど、
その辺についてお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） お答えをいたします。

合併特例債は、約束は10年にまたがることということで、平成25年度までこれを活用できる
ということであります。お尋ねの合併特例債が切れた後のことにつきましては、5年を個々の
猶予期間というようなことで段階的に減らしていきますよということであります。これは、い
ろいろな根拠がございまして、一概に何ぼずつやということにはならないわけでございますが、
これは詳しくは企画財政課長からお答えをさせます。

そして、人件費の問題でいきますと、御指摘のとおりだというふうに思います。20年度から
21年度の比較でいきますと、人件費は1億円削減をすることができたということございま
すので、その方向をきちっとつけていくということは、これは財政の健全化とともに行財政改革
の一番大きな柱になっておるわけでございますから、この辺についての広報も当然していかな
ければならないと思います。詳しいことは企画財政課長からお答えをさせます。

○議長（一條 光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田 恵君） 企画財政課長でございます。

まず、先ほどの交付税の関係でございますけれども、交付税につきましては、いわゆる合併
をいたしますと事務の重複している部分とか、例えば加美町でしたら三つが一つになるわけ
ですから重複している部分、それから人口面積が大きくなることの経費の節約というようなこと
がありますので、本来は交付税が3町それぞれで独立した町として交付されている交付税が一
緒になるとその分少なくなるということがあります。しかし、合併した場合は、その経費の節
減が合併してすぐできるというものではなくて、それぞれ町が一つになっていく過程において
経費が必要であるということで、それで10年間は合併してもそれぞれの町が単独で、いわゆる
独立した一つの町として計算していくということで交付税が計算されます。ですから、10年間
については、それを合併算定ということでいわゆる一つの町となるよりは多くいただしていま
す。それが大体8億ちょっとぐらいです、現在で。それが10年後になりますと、それを一本算
定、一つの町としてもうみなしていきますとということで、その8億何がしの金額が、最初は
そのうちの9割、7億2,000万が交付される。次の年には7割ですから8億だとすると5億

6,000万というふうにして5年間かけて一つの町としての交付税として計算していくということになりますので、議員さんおっしゃるように5年間かけて暫定的に激変緩和という形で少なくなっていくということでございます。

それに対しましては、財政調整基金などいろいろな基金を積んだり、行財政改革を進めて交付税がいわゆる一本算定になった場合に備えているということでございます。以上でございます。

○議長（一條 光君） 近藤義次君。

○7番（近藤義次君） 町長、財政の関係から踏まえまして、跡地利用の方に予算を回す問題について、当然、老人対策なりあるいは子供の対策という方に向けざるを得ないと思うんですが、現状の老人の姿を見ると、もう90代が425人ぐらいになっているんですよね。80代もこの間まで2,000人だったと思ったけれども、きのうで2,307人になっているわけですよ。それから75歳以上も、もう4,500人突破しては4,542人になっているというような状態にして、老人がどんどん多くなっていくのが現状で、そしてそのほかに介護の家庭が700人を超すような状態になっていると。そのほかにひとり暮らしが500人ぐらいになっていて、倒れてしまうと必ず役場で見えなくてはいけないというような状態になっているので、その財政を踏まえた中での今後の老人対策というのはどういう形を、考え方を持っているのか、その辺について町長にお尋ねをしたいと思います。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） このことにつきまして、元気加美町21構想というようなことの、たしか近藤議員さんにも委員になっていただいている、あるいはその上位機関でも検討していただいているというふうに思っておりますが、いずれ、我々世代、戦後世代が前期高齢者になるまであと数年というところでございますし、この層を含めてこれからどうするのかということは町の大きな課題でございまして、まずは元気なお年寄りになってもらわなければならないということでございまして、さまざまな健康増進の教室あるいは温泉の優遇措置等々、あるいはゲートボール、パークゴルフ、グランドゴルフ、こういった分野でのその年代の人たちの健康レクリエーション、こういったものを生きがいを持てる日々を過ごしていただくということがまず肝心なことではないだろうかというふうに思っております。

医療機関に入ってしまうと、なかなかそこから抜け出せないということ、御案内のとおりでございますし、こういった方向性を、ある面では、最後は施設、施設ということになるわけですが、施設についても、今、民間の活力というものが非常に高まってきておりますし、

かなり盛況といたしますか、その分野の企業としての役割が非常に大きくなっているということは御案内のとおりでございます。

しかし、何にも増して、そういった利用するということにはお金がかかるということでございます。町として全部それを面倒見るということにはなかなかならない。そのために、介護保険の制度が出てきたというようなことでございますから、できるだけこれを上げない形で、その毎日の生活を送ってもらう、そういう方策が一番肝心なことであるというふうに思っております。

そういった面での奨励なども当然していかなければなりませんし、不幸にしてそういう医療・福祉・介護の必要性がある方については、これも町としての方向性をつけていくということで、今、その計画をつくっていただいて、その方向を皆さんにお示しをしながら御協力をいただきながら進めていくということでございます。

何にも増して、元気でいていただくということの大事さを加美町として特色づけていきたいというふうに思っているところでございます。（「終わります」の声あり）

○議長（一條 光君） 以上をもちまして7番近藤義次君の一般質問は終了いたしました。

通告2番、10番一條 寛君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。

〔10番 一條 寛君 登壇〕

○10番（一條 寛君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

まず初めに行政への住民参加について伺います。

合併自治体では、合併以前に比べて住民の自治意識が高まることが多いと言われております。自治体経営の住民参加には、地域活動等に参加する社会参加と、選挙権、被選挙権の行使や政治活動に参加する政治参加、それに行政の政策立案等に参加する行政参加があります。

住民参加を住民の権利として制度的に保障するため、自治基本条例や住民参加条例を制定する動きも全国的に見られております。行政への住民参加が盛んになればなるほど、実質的に議会の力が弱まるというおそれもあります。その対応策として、議会改革が議論されているものと理解しております。

それはさておき、我が町においても審議会、検討委員会等に公募による住民を委員に充てたり、パブリックコメント、さらには町長へのたより、町政懇談会等で住民参加を図ってきていると理解しております。しかし、これらの方法では住民の意見を反映させるには限定的となりがちだとの課題も指摘されております。そのことについてどのように認識されておるか伺います。

また、住民参加にはいろいろな方法があり、参加の範囲、機会の度合いが大きい、あえて声を上げない住民の参加を図る方法として、アンケート調査や住民投票があると思います。さらに、審議会等の委員の選出方法の工夫により、広範囲の住民の参加を促すことも可能と考えます。

また、全国的に名前はいろいろありますが、自治基本条例、まちづくり条例というまちづくりへの住民、議会、行政のおおのの役割と責任を明文化した自治体の憲法と言われる条例を制定する動きがあります。そこでお伺いします。住民参加の拡大と条例制定の考えについてお伺いいたします。

次に、荒沢地域の環境整備について伺います。

県は、12年ぶりに県内15カ所目の自然環境保全地域に荒沢地域を新たに指定いたしました。そこで何点か伺います。

一つは、県が荒沢地域を指定するに至った経緯と理由。

二つ目は、開発が規制される等の話も聞きますが、指定を受けたことによるメリットとデメリットについて。

3点目は、県から指定地域の自然観察充実のための環境整備への支援があるのかどうか。

4点目は、指定地域の先に、町が自然との触れ合い、体験の場として整備した千古の森 森林空間活用施設があります。この地域は白沼、長沼等があり、新緑や紅葉の季節は最高に素晴らしいとも言われております。この地域に気軽に安心して出かけられる道路に整備するお考えをお持ちかどうかお伺いいたします。

次に、融雪側溝の整備についてお伺いします。

国道347号線小瀬行政区内、通称三本松地区は道路の両側に住宅が建ち並んでおり、雪の降る時期は降雪量も多く、除雪の雪のやり場もなく、道路が狭くなり大変危険な状態になります。この地域に融雪側溝を整備するという計画もあるというお話も聞きますが、本当に計画がおありなのかどうか。あるとすればいつごろ実施されるのかお伺いいたします。以上です。

○議長（一條 光君） 町長。

〔町長 佐藤澄男君 登壇〕

○町長（佐藤澄男君） 一條 寛議員から三つの質問をいただいております。順次御答弁を申し上げます。

まず、行政への住民参加と条例の制定についてということでございまして、御質問がございましたような背景につきましては、私も同感というふうに思っております。

御指摘のとおり、住民の自治意識が高まるということは、それなりに民意度といいますか地域の活力が高まっていくということと並行していかなければならない問題であろうというふうに思っております。そういった中で、合併を例にとれば、平成11年当時は市町村が3,232ございましたが、兵庫県の篠山市を先駆けとして、現在はたしか町村で940、市町村を入れますと1,727市町村ということで、当時、11年前から比較しますと約半減をしているということでもあります。

したがいまして、これに対するとらえ方でございますが、どうしても合併をした町としては地域が広くなる、したがいまして住民の声が届きにくくなるのではないかなというようにことで、我が町の発足と同時に地域審議会という制度を用いまして、その自治意識を共有できる、そういう制度をつくったところでございますが、年々、その町長からの諮問あるいは住民からの意見というものをいただくということで、それを施策に反映をしていくということの積み重ねを今日まで行ってきたところでございます。

そしてまた、御指摘ありましたとおり、この住民の自治意識は当然、意識としては必要なことではありますけれども、議会との関連性、議会の果たす役割を侵しはしないかという半面の問題が出てきているということも御案内のとおりだというふうに思います。

そこで、参加意識あるいはアンケート、住民投票などの活用というようなことの考えも含めてどうであるかということでございますが、必要なことについてのアンケート調査などは随時やらせていただいているというふうに思っております。そして、住民投票となりますと、これは制度的な問題でございますから、何をその例として挙げるかということはなかなか難しいこと、全国で花盛りの様相をマスコミ報道があるわけでございますが、果たしてそのこと自体含めて研究、検討の余地があるんだろうというふうに思っております。

要するに、こういったものの条例制定まで考える余地はあるのかというようなことの御質問もございました。県内でも、数町、これを実施している例がございます。しかしそれは踏み込みの範囲が一定ではないように思っております。これを我が町に当てはめてどうかということも念頭に入れながら、これは研究課題だなということは私自身思っております。

しかし、住民の自治意識を高めるといふことと、最高規範として町の憲法としてこれを位置づけるということは非常に大事な、あるいは町の方向性を左右しかねない大事な問題でございますから、これは慎重に検討していく必要があるんだろうというふうに考えております。

以上が現在の私のこの問題に対する認識でございます。

続きまして、自然環境保全地域に指定された荒沢地域等の環境整備についてということでご

ざいまして、これは、今年度初めに荒沢地域が県内15カ所目ということで県の自然環境保全地域に指定をいただきました。この地域と、さきに昭和54年3月に内沼も指定をされております。あの周辺も指定をされております。あわせますと県内でこの自然環境保全地域に指定されている面積は8,570ヘクタール、そのうち加美町は魚取沼と荒沢地域を含めますと839ヘクタール、割合にしますと9.79%、要するに県内の1割近くがこの自然保全地域に指定されていると。加美町だけで1割であるということで、これは非常に大きな財産であるというふうに思っております。

これを、しからば何かメリットがついてくるのかということでございまして、特に今、御質問をいただきました道路整備につきまして、これもあわせてやってもらいたいということで、私自身も県にもお願いをしておるところでございます。しかし、財政面等の問題でなかなか進んでいかないというのが現実の問題でございますが、しかし、せっかくこういう地域を指定をしていただいて、県民の皆さんに広くこれを観察する機会をいただくということは、非常に大事な問題でもございますから、自然環境を学習する最適の場所として県でも位置づけをしていただきたいと。そのために、そういうアクセス環境整備もお願いをしたいということを申し上げてきております。

また、この問題につきまして、道路事情につきましては建設課長から答弁をさせたいというふうに思いますが、これは町の関係と、それから林道でございますから北部森林管理所と併用林道の協定書を締結をしております。こことも協議をしながら進めていかなければならない箇所でございます。

いずれにいたしましても、あそこの千古の森 森林空間活用施設という施設は近隣にない自然環境を学習する拠点として大変すぐれているということの評価をいただいておりますが、このアクセス面で利用者が伸びないということは非常にもったいない話でございますから、これに向けて、なお強力に関係機関に働きかけながら進めていくということにしたいと思っております。

また、3番目に融雪側溝の整備についてということで、小瀬地内三本松地区ということで、どうなっているんだという質問でございます。

これにつきましても、建設課長から詳しくお答えをさせますが、これは正式には流雪溝ということでございまして、北部土木事務所において347号線沿いの積雪が多い地区で実施している設置工事でございます。これは交付金事業で行っているものでございまして、この交付金事業につきましましては国が6割で、たしかその残りは過疎債、辺地債が使える有利な交付金事業だ

というふうに思いますけれども、これにつきましても、既に小野田地区でも何カ所か実施をしてきているところがございます。門沢地区で今行っておりますけれども、この23年度に完成を予定をされているということでございますが、この三本松地区につきましても、要望地区に入っておるということでございますが、これも国道でございますから、県の北部土木事務所と協議を行いまして、優先度などを考慮して決定をされるということでございますので、御理解をお願いを申し上げたいと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきますが、詳しいことにつきましては担当課長からお答えをいたさせます。

○議長（一條 光君） 建設課長。

○建設課長（早坂忠幸君） 建設課長です。

一つ目の森林空間活用施設までの道路整備ということです。

これにつきましては、建設課の方で担当する分が、今の菅沼の国有林の近くまでということで3,500メートルほどあるんですけれども、町道滝庭線ということです。これ以降が、後で森林整備の方から説明あると思うんですけれども、それ以降も合わせますと7キロから8キロぐらいございます。私の方からは、その町道滝庭線について説明いたします。

滝庭線については合併以降15年、16年と自然館から林道ぶどう沢線の交差点付近まで2年ほどやりました。それ以降、今休止している状況です。といいますのは、いろいろ合併で計画されていました町道路線数、結構ございまして、そういうことも兼ね合いがありまして財政状況等から見まして、今休止している状況です。

いずれ、その施設までの間がかなりの延長にありますので、併用林道分が同じぐらいの距離あるんですけれども、担当する森林整備対策室と協議しながら、この路線については進めていきたいと考えております。

あと、それから融雪側溝の整備ということでございますけれども、町長が申したとおり、流雪溝の整備ということになります。これにつきましては、かなり前から宮城県において347号線沿いの、要するに道路側溝、道路側溝を改修するというので、古くは雪寒事業、最近は交付金事業に変わったんですけれども、道路側溝の改修を補助をもらうために雪寒事業という方でやってきた経緯がございまして、これまで旧小野田町内の何地区かずっと継続してやってきております。門沢地区が20年度からやってきまして、来年度完成する見込みとなっております。これにつきましては、いずれにせよ三本松、御指摘されています三本松地区についても聞き取りございまして、町の方からも要望したり、あと今後この事業継続でやっていくのでどう

ということの照会もありますので、その中にこの地区も入ってございます。24年度以降の地区に、この地区以外にも何地区か347号線沿いでございますので、それにつきましては、また土木さんの方から協議、あと私の方から要望ということで、そういう機会がございます。その段階で要望し、その中で優先順位等もございまして順次進めていきたい、お願いしながら進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（一條 光君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（高橋 洋君） 森林整備対策室長、お答えいたします。

御質問いただいた中で、併用林道の部分の整備という部分でありますけれども、この併用林道につきましては、大滝川林道が2.5キロ、それから鹿原岳林道が1.4キロということになります。

この併用林道につきましては、通行の安全を確保するために18年度に協定を結んでおりまして、その協定の中で、整備をする際は双方の協議をもとに負担割合等も決めるということにいたしておりますので、今後、森林管理署と協議を重ねながら整備のことについて検討してまいりたいと考えております。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 行政参加の件についてまず伺います。

今、町長からも住民の自治意識の高まりという形でほぼ同様な見解があったわけですが、本当に今、住民の間に従来のように選挙の投票行動などの間接的な参加だけでなく、自分たちが持っているさまざまな知識やノウハウを活用して、みずから直接的に参加することによって、喜びや満足感を実感するという、求めている方々が多くなっているように感じますが、この辺は町長どのように感じられておられますでしょうか。まずその辺からお伺いします。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） いろいろなケースがあるんだろうと思います。この間の直接請求もそういう意識の高まりという面ではそういうことなんだろうというふうに理解をいたしております。

ただ、要するに投げかけに対する答えといいますか、要するに今度の場合は自分たちの思いというのが、私もそうですが議会の決定に対する、私たちは違うよということの意識の高まりということでございました。同じようなことで、またそういうことが考えられることが幾つかあるんだろうとは思いますが、ただ、その場合においても、こちらからではどういうものをそういう住民の皆さんにお諮りするんですかというようなこと、一々それを投げかけをして

やるということ、私の行政の範囲からすれば、すべて私が施策として出していくもの、予算に関連するものについては議会の皆さんにお諮りをして、そこで決定をしていただくと、これが一番の基本だというふうに理解をしております。

さらなる、そういう住民の皆さんの声を聞かなければならないような問題があるとすれば、その時点でやはり考える必要があるだろうと思いますが、基本的には、今の制度で基本的に行政の住民、要するに町民の皆さんの福祉向上の面に関しては、私はそういう、今の方法が、それ以上のものはないんだろうというふうに思っております。

ただ、いろいろパブリックコメントとか何とか言われていますね。パブリックコメントというのは、そこに至るまでの自分の意思表示というよりも、自分の意見を反映していただきたいということですから、決定したものについてというよりは、その前の段階でということになるんだろうというふうに思いますが、いずれ、議会の皆さん、議員の皆さんにおいてもさまざまな意見をいただいて、一般質問なり質疑の中でそのことを反映をさせていただいているものだというふうにとらえております。以上でございます。

○10番（一條 寛君） 次に、審議会とか検討委員会の運営といいますか、についてもいろいろな課題が指摘されております。一つ、委員はみずから進んで公募に応募して選出されているわけですね。そこで取りまとめられた意見は、地域住民全体の平均的な意見とは必ずしも一致しないのではないかという指摘があります。

それからもう一つは、行政から委嘱された学識経験者、学者とかコンサルタントが会議の運営や提言の取りまとめを実質的に主導するケースがしばしばあって、純粋に住民の意見といえるのかどうか。それから参加者が地域全体の視点でとらえられないで、個人的な利害や好き嫌いで、いわゆる感情による意見が判断に傾いてしまう懸念があるのではないかという、それから4番目に行政主導の会議運営になりがちでないかという指摘が多々されるわけですが、この辺の指摘に関してどのようにお考えでしょうか。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） 各課にまたがるものとして、審議会なり協議会、委員会等々あること御案内のとおりです。法律で定められているもの、条例で決めているもの、あるいは町長の裁量でできるもの、様々あるわけございまして、これにつきまして、要するに住民の、あるいは国民と言ってもいいんだろうというふうに思うんですが、意見が多様化している。同じものを見るにしても、こっちからの意見、こっちからの意見というようなことが現代社会において、昔といたら変な話なんです、情報というのはほかに国の法律であればずっと県を通して、

町を通して住民に伝わる、こういうのが普通だったんですが、今すぐに国の政令、法令が変わったということも全部公開の原則で国民が知り得ることになったということについて、その法令、政令等についてもいろいろな価値観の違いで意見が一つでないということが顕著にあらわれてきている、そういう時代だというふうに思います。

しかし、ここで考えなければならないのは、平均的なものが果たしてそれが正しいのかどうかという問題と絡んでくるわけでして、この辺をどのようにとらえるかというのは非常に難しい問題だろうというふうに思っております。

純粋な意見が通らない場合もあるのではないかと御指摘、あるいは学識経験者などによって主導されたもので、一般の住民の方からすれば、もっと違う意見があるよというようなこと、あるいは行政主導でどんどん進めていくのではないかと御指摘等々は、これはそれぞれの意見の中では当然あるんだろうというふうに思います。しかし、方向を決めていかなければならない問題については、そういう多様な意見があつたにしても最大公約数としてまとめていただくと、そのことを尊重して進めていくというのが町としての基本的姿勢であるというふうに思っております。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 今までの、これまでの審議会とか検討委員会の委員の選出方法に対して、今、東京の三鷹市とか千葉県船橋市などほんの一部だとは思いますが、裁判員裁判の裁判員を選定すると同じような方法といいますか、無作為に抽出した候補者に自治体から参加を要請して委員になっていただくというようなことをとっている自治体があるというふうにちょっとインターネットに載っていたんですけども、このような形で委員を選定するというようなことを検討されるというか考えてみるというような、また、このような自治体を調査してみるというようなお考えはないかどうか、ちょっとお伺いします。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） 例として裁判員制度的にということですが、これは、その分野ごとにおいて最初から専門家でない分野がだめだということではなくて、その審議会なり委員会、協議会などにふさわしい人がそこに委嘱を申し上げて審議をいただくということからすれば、無作為に、しかも年齢あるいは職業を問わずということになるということは、町のこういう、今ある中でふさわしいものかという、私はちょっと疑問ではないのだろうかというふうに思っております。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） なかなかちょっと前向きという形にはならないようなんですけれども、そうであれば、今の審議会とか検討委員会で検討された条項を本当に正確に、また詳細に情報公開して、それによって広く住民の意見を聞くという形でアンケート調査をするとかという形で、アンケート調査もいろいろ全町民という形でなくて、これも無作為に抽出した代表にアンケートを出すとかという形で、より広い広範囲の町民の、住民の意見を施策に反映するという方法も検討する必要があるのではないかなという形で、本当に一部の方の意見だと言われない形で推進する必要があると思いますが、この辺はどうでしょうか。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） より広範といいますか、広範囲の人材を登用した形での意見の集約ということはそのとおりだというふうに思っております。必要に応じたアンケートなどについては、当然、必要なものについては積極的にそういったものを活用していく必要があるだろうと思います。

情報公開については、既にかなり活発に開示請求がなされておりますし、必要なものについては、法的なものでございますから、これについてはかなり我が町は進んでいるんだろうというふうに認識をいたしております。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 次に、荒沢地域の自然環境整備についてちょっとお伺いします。

千古の森 森林空間活用施設までの道路については、なかなかいろいろお金の問題、またいろいろなことの協議の問題等いろいろあるようでありますけれども、まず、一つ町民の方から言われる情報は、白沼林道を活用することによって、より安全で経済的な道路が整備できるというお話をされる方が、山に詳しい方おられるんですけれども、この辺のことについての見解どうでしょうか。

○議長（一條 光君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（高橋 洋君） 森林整備対策室長、お答えいたします。

御質問いただいた白沼林道を整備してはということでもありますけれども、町といたしましては、先ほど御説明した荒沢自然館を通して千古の森施設に通じる道路、それをアクセス道路として整備をしていきたいというふうに考えております。と申しますのは、やはり荒沢自然館と千古の森の施設というものを一体的に管理したいということが1点、それから船形山の登山道としても利用できるということからしても、荒沢ルートを整備した方が今後の活用、それから先ほど申しました利用施設の一体的管理という面におきましても有効だというふうに考えてお

ります。

そういった理由で荒沢ルートを整備したいというふうに考えております。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） わかりました。今のある道路を活用していきたいということでありまして、けれども、現実には待避所がなかったり、それからあとカーブのところでもカーブミラー等もついてないという形で、かなり危険というか本当に覚悟を決めていかないと、なかなか行けないという感じするんですけれども、もう少し町内外の方に気軽に千古の森の森林空間活用施設まで行けるような道路整備、待避所、またカーブミラー等の設置についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（一條 光君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（高橋 洋君） 森林整備対策室長、お答えいたします。

現在、荒沢地区の自然館から千古の森までの施設の道路整備につきましては、小野田支所の方に管理をお願いしております。御質問いただいた待避所の増設、さらには路肩の草刈りも現在年1回ということでありましてけれども、状況を見まして危険な場所については草刈りの回数を増やすとか、そういったことで通行者の安全確保を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） それから荒沢地域の自然観察環境の整備について、県の環境税を使って整備をというような話も県から若干あるというような話もちよっと聞きますけれども、この辺は具体的に計画あるのでしょうか、進んでいるのでしょうか。

○議長（一條 光君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（高橋 洋君） 森林整備対策室長です。

御指摘いただいたみやぎ環境税での対応ということでありまして、来年度導入されますみやぎ環境税の使い道として、みやぎ環境税交付金事業というものが予定をされております。この中のメニュー選択事業というものがございまして、その中に自然環境保全というメニューも含まれておりますので、その中で森林整備対策室としては遊歩道の整備とか、そういったものもこの事業の中で取り入れていただきたいということで要望は出しております。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 次に、347号の融雪溝についてちょっとお伺いします。

今、23年度で門沢地区が終わるということで、24年度以降にという要望しているということ

でありますけれども、今、現実、具体的にはまだ計画に入っていないということでよろしいのでしょうか。

○議長（一條 光君） 建設課長。

○建設課長（早坂忠幸君） 具体的には計画には入ってございません。ただ、先ほど申しましたように、何カ所か要望しているんですけれども、今、門沢地区までが宮城県の土木推進計画、あれに入っている。それ以降については地区が確定して、その計画に入れて24年度からやるというように進むと思います。以上です。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 24年度以降に入る可能性は大きいというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（一條 光君） 建設課長。

○建設課長（早坂忠幸君） 御指摘の地区には限らず何カ所かございますので、継続してやっていただくよう要望しておりますので、そのうちのどこかの地区かは可能性は、今までやってきましたので継続してやっていくものと思っております。以上です。（「終わります」の声あり）

○議長（一條 光君） 以上をもちまして10番一條 寛君の一般質問は終了いたしました。